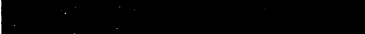



令和7年10月30日

高等裁判所長官 殿
地方裁判所長 殿
家庭裁判所長 殿
最高裁判所首席調査官 殿
最高裁判所大法廷首席書記官 殿
最高裁判所事務総局局課長 殿
最高裁判所事務総局サイバーセキュリティ管理官 殿
最高裁判所事務総局デジタル基盤管理官 殿
司法研修所長 殿
裁判所職員総合研修所長 殿
最高裁判所図書館長 殿

最高裁判所事務総局デジタル審議官

生成AIシステムを利用する際に遵守・留意すべき事項等について（事務連絡）

- 1 生成AIについては、令和5年7月27日付け最高裁情報政策課長・審議官事務連絡「情報セキュリティに関する対策基準における生成AIの取扱いについて」においてお知らせしたところ、上記事務連絡に基づき、

- 2 この点、生成AIについては、その技術的進展が目覚ましく、社会の幅広い分野においてその活用方法等の検討が急速に進められてきており、政府においては、

生成A Iの利活用等に関し、本年5月27日、デジタル社会推進会議幹事会決定により、「行政の進化と革新のための生成A Iの調達・利活用に係るガイドライン」が定められ、各行政府省においても利用ルールが定められつつあると承知しています。

このような状況の下、多種多様な裁判所の業務の中にも、生成A Iの利活用により合理化・効率化・迅速化を図ることができる事務がある可能性があるようにも考えられることから、政府における検討状況や職員の利用状況等を踏まえつつ、生成A Iの利活用自体を目的とするのではなく、飽くまで裁判所の業務における具体的な課題の解決に向けて、適切な環境を整えていく必要があると考えています。

- 3 前記1の事務連絡と同様に、引き続き、[REDACTED]生成A Iシステムを利用する場合には、[REDACTED] 取り扱うことはできません。もともと、前記1のとおり、[REDACTED] [REDACTED] その場合であっても、生成A Iにはハルシネーションなどのリスクがあることを理解する必要があることから、今般、令和7年10月30日付け最高裁事務総長通達「生成A Iシステムの取扱いについて」が定められるとともに、同通達に基づき、当面の間、職員が生成A Iシステムを利用する際に遵守・留意すべき事項等を別紙のとおり定めましたので、お知らせします。


- 4 また、[REDACTED]生成A Iシステムの利用については、取り扱う情報の流出を防止する措置を講ずるなどの多角的な検討が必要となるほか、裁判の本質である裁判官の判断等のように、現時点では、生成A Iの利活用によりこれを代替していくことが想定し難いと考えられるものもあることから、裁判事務における生成A Iシステムの利用については、その概念実証(PoC: Proof of Concept)を行う等の段階的な検討を行う必要があると考えています。については、裁判所においても、より良い司法サービスの提供を目的として、まずは現下の最重要課題の一つであるデジタル化を着実に進めることが大切

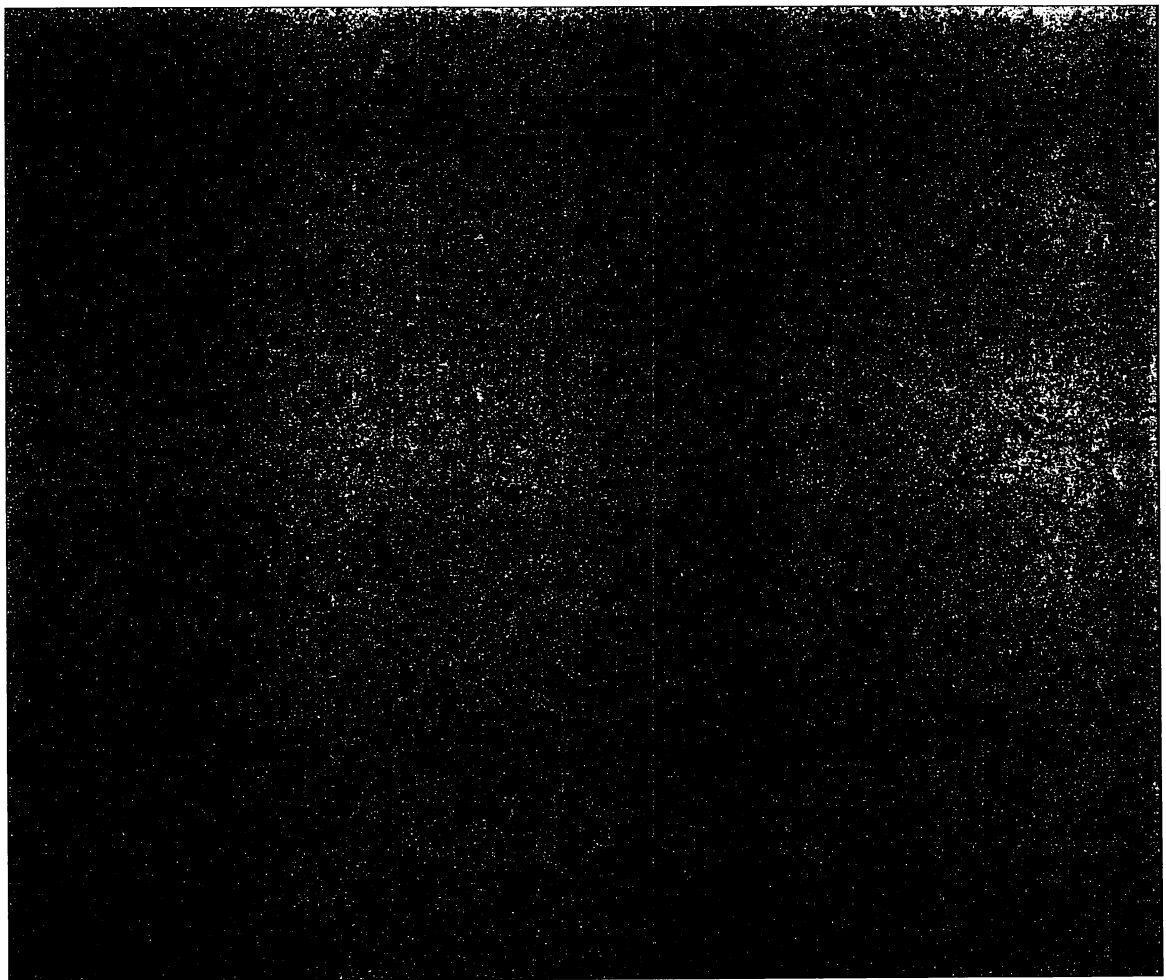
であることは言うまでもありませんが、上記のような検討に着手してみると
しましたので、併せてお知らせします。

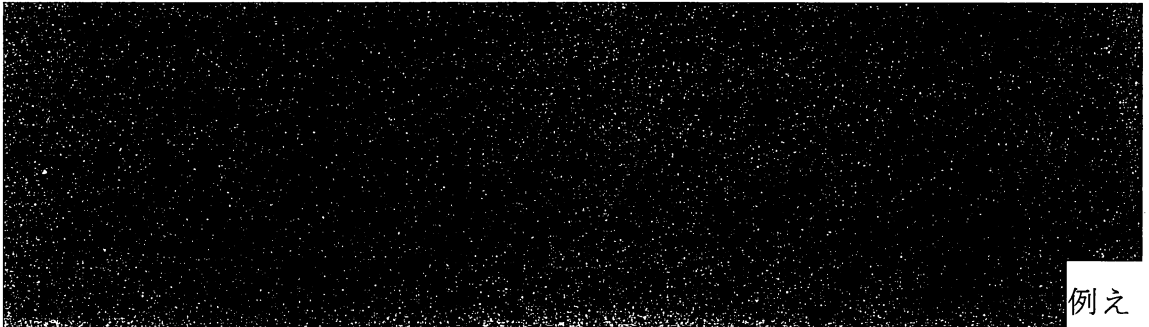
- 5 ついては、以上の旨を所属の職員（裁判官を含む。）に周知してください。
おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

(別紙)

1 利用前のルール

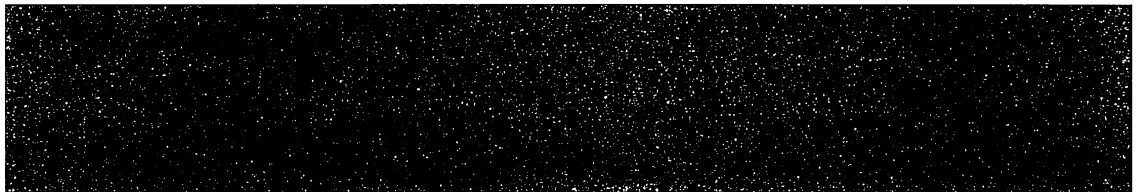
- (1) 生成A I (文章、画像、プログラム等を生成できるA Iモデルに基づくA Iの総称をいう。以下同じ。)の利活用は、様々な便益が期待される一方、
流出やハルシネーションなどのリスクがあることを理解すること。
- (2) 生成A Iシステム(生成A Iを構成要素とするシステムをいう。以下同じ。)を運営する裁判所職員から説明された利用方法、セキュリティ上の留意点、生成A Iの出力についての精度及びリスクの程度を理解すること。
- (3) 生成A Iシステムへの入力結果及び出力結果は、必要に応じて生成A Iシステムを運営する裁判所職員に提供する必要がある旨事前に了解すること。





例え




ば、国外にサーバ装置を設置している場合は、現地の法令が適用され、現地の政府等による検閲や接收を受ける可能性があることに留意すること。





2 利用中のルール

(1) 入力データ又はプロンプトにおけるルール

ア 利用者側の不理解やミスにより生じるリスクがあることを踏まえて、利用目的の範囲内で生成A Iシステムを適切に利用すること。

イ 生成A Iシステム  プロンプトを入力する場合には、事前に当該生成A Iシステムへの入力の可否を確認の上、
 必要最小限の利用又は提供であることを十分に確認すること。

ウ 生成A Iシステムに  プロンプトの入力を行う場合には、当該生成A Iシステムを提供する事業者が、 機械学習に活用しないこと等を十分に確認すること。

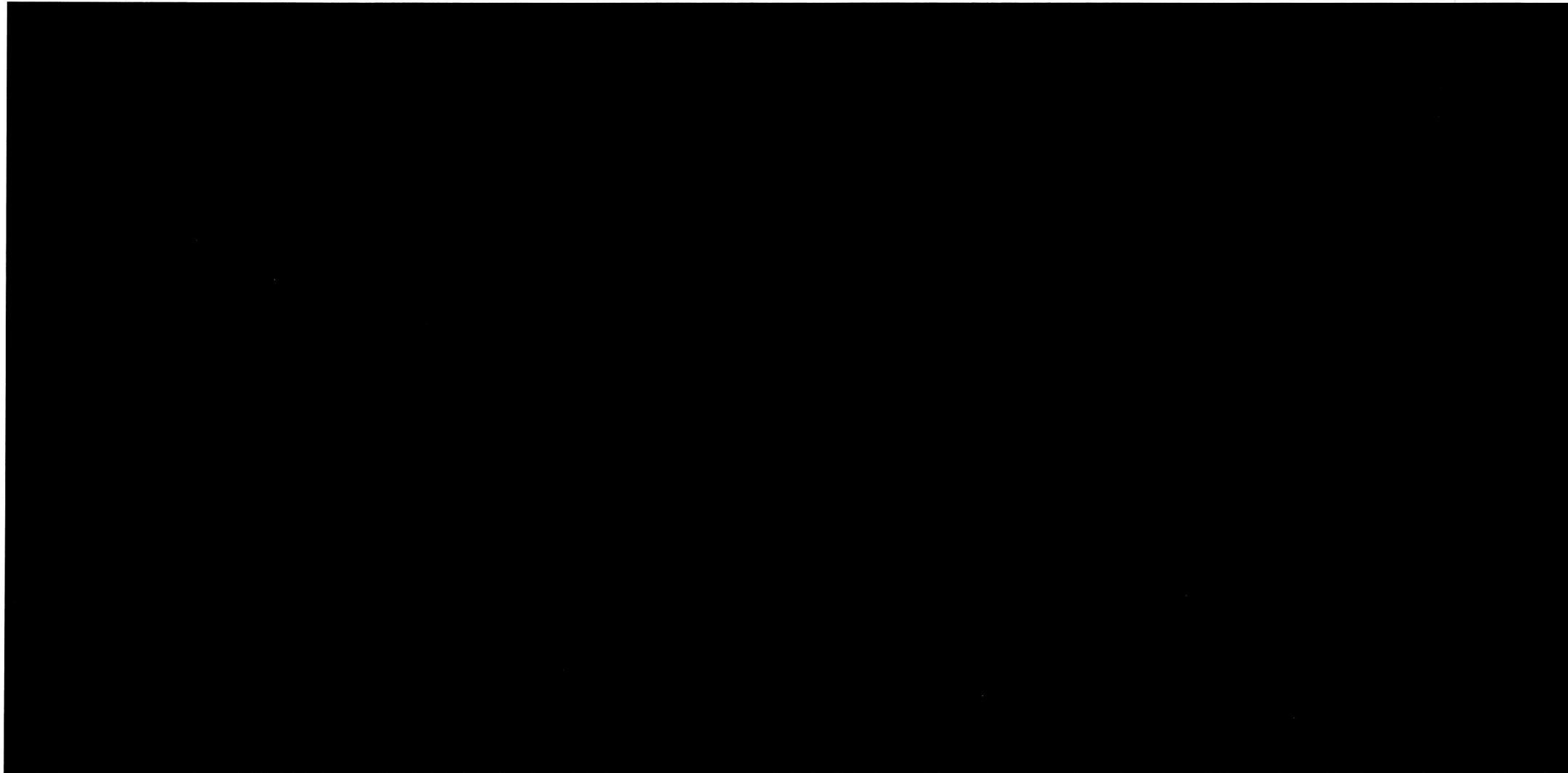
エ 不正確な回答につながらないように、正確かつ最新のデータ入力を行うこと。

(2) 生成物利用におけるルール

ア 生成A Iの出力に基づいて行われた判断も利用者自身の説明責任の対象に含まれることに留意すること。

- イ 責任を持って生成A I の出力結果の業務への利用判断を行うこと。
- ウ 正確性や根拠・事実関係を必要な範囲内でリスクに応じて確認すること。
- エ 安全性・公平性・客観性・中立性等に問題がないことを確認し、問題のある表現は必ず加除修正すること。
- オ 生成A I システム特有のリスクケースのうち特に重大なものを検知した場合に、迅速にA I 統括責任者に報告をすること。

Copilotの利用について



【機密性2】

最高裁デ審第10号

令和7年1月31日

改正 令和7年12月12日最高裁デ審第586号

高等裁判所長官殿
地方裁判所長殿
家庭裁判所長殿
最高裁判所首席調査官殿
最高裁判所大法廷首席書記官殿
最高裁判所事務総局局課長殿
最高裁判所事務総局サイバーセキュリティ管理官殿
最高裁判所事務総局デジタル基盤管理官殿
司法研修所長殿
裁判所職員総合研修所長殿
最高裁判所図書館長殿

最高裁判所事務総局デジタル審議官

情報セキュリティに関する対策基準について（通達）

平成19年3月16日付け最高裁情政第000156号事務総長通達「裁判所の保有する情報及び情報システムの取扱いについて」（以下「総長通達」という。）記第5の定めに基づき、情報セキュリティに関する対策基準を別紙のとおり定めましてので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

付 記

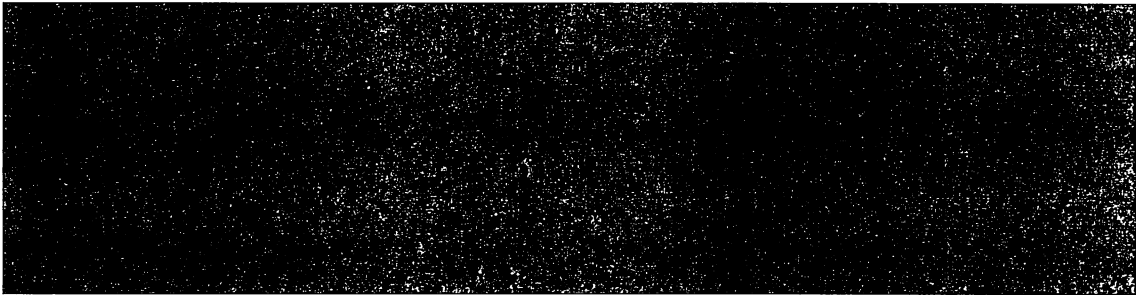
1 実施

【機密性2】

この通達は、令和7年7月1日から実施する。

2 通達の廃止

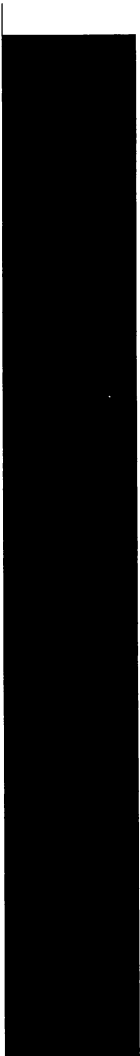
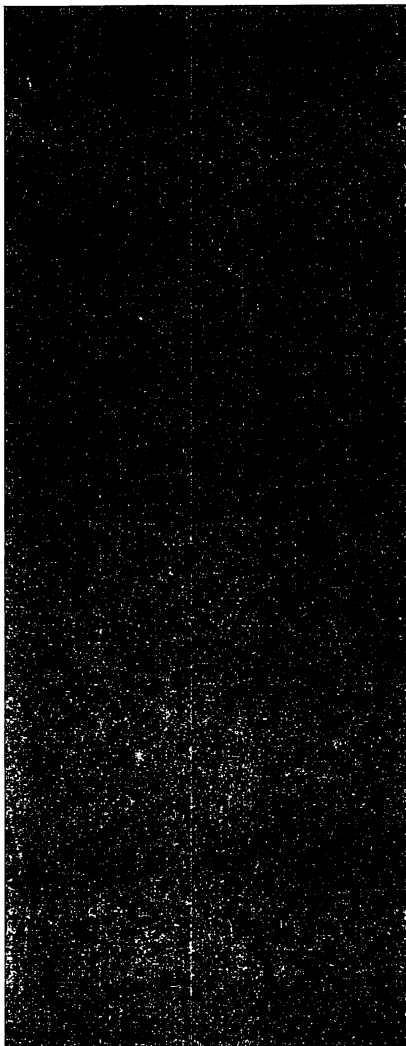
令和6年4月1日付け最高裁デ審第1号デジタル審議官通達「情報セキュリティに関する対策基準について」（以下「旧対策基準」という。）は、令和7年6月30日限り、廃止する。

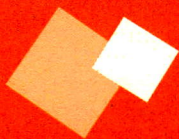


「情報セキュリティポリシー」 ユーザーズガイド



令和7年5月26日
最高裁デジタル総合政策室セキュリティ・基盤G



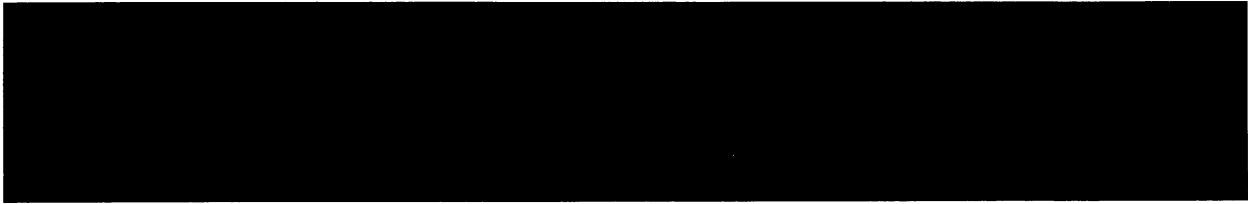


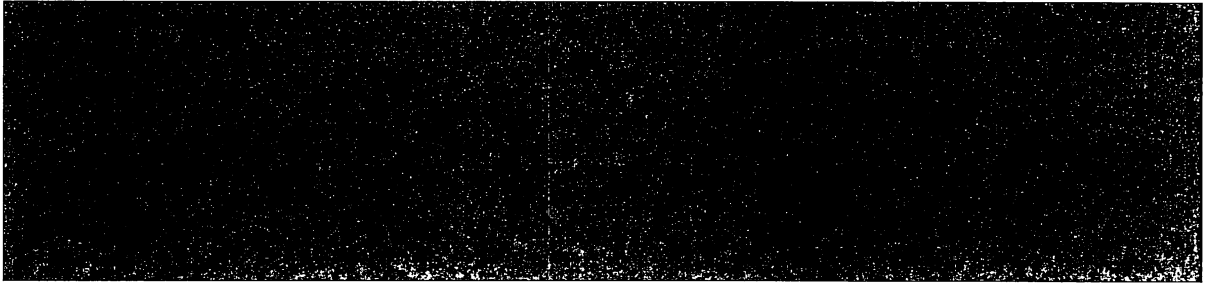
情報セキュリティポリシー関係

担当者向け執務資料

令和7年12月

最高裁デジタル総合政策室セキュリティ・基盤グループ







令和7年12月12日

デジタル総合政策室

セキュリティ・基盤グループ



